

# 完全生産品

## 日本タイ経済連携協定(第28条文)

1. 当該締約国において、完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの。[日本タイ協定第28条1項(a)]
2. 次に掲げる産品は締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。(日本タイ協定第28条2項)

項 目	例
(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、生育されたもの	家畜、養殖魚等
(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物	捕獲された野生動物
(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品	卵、牛乳、蜂蜜等
(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品	果物、野菜、切花等
(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 {(a)から(d)までに規定するものを除く}	石油、石炭、岩塩等
(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品	公海で捕獲した魚等
(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品	工船上で製造した魚の干物等
(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする	大陸棚から採掘した原油等
(i) 当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの	運転が不可能な中古自動車等
(j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの	木屑、金属の削り屑等
(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料	運転が不可能な中古自動車から回収したカーステレオであって、まだ音楽の再生が可能なもの等
(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品	(a)に該当する牛を屠殺して得られる牛肉等

証明書類、添付証拠書類:

証明書類例は次頁参照ください

添付証拠書類例は「日本商工会議所著:特定原産地証明書発給申請の手引き=経済連携協定共通=」を参照ください

[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

# 完全生産品の証明書例(保存版)

丸々青果貿易株式会社  
〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32  
電話:03-3582-5651  
FAX:03-3582-5662

Marumaru Fruits Trade Co.,Ltd.  
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,  
Tokyo, Japan 107-6006  
Phone : 03-3582-5651  
Fax : 03-3582-5662

添付書類:

農林産品に係る  
生産証明書  
(次頁参照)

2008年8月11日

## 長野県産りんごの原産性確認

当該生鮮果物林檎(種類:ふじ) HS0808.10が日本タイ経済連携協定第28条1項の完全生産品の原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品 : 生鮮果物林檎(種類:ふじ) (HS0808.10)
2. 生産地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和
3. 対象経済連携協定 : 日本タイ経済連携協定 第28条1項 完全生産品
4. 添付書類 : 生産者による「農林産品に係る生産証明書」

以上

丸々青果貿易株式会社  
代表取締役社長 社印  
貿投 太郎

注: 生鮮果物りんごをタイに輸出する場合、日本の植物検疫所の「植物検疫証明書」が船積ごとに必要

# 完全生産品の証明書(添付保存版)

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月15日

## 農林産品に係る生産証明書

住所 : 長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6

氏名 : 有限会社 阿智農園 社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

### 記

1. 農林産物の種類 : 生鮮果物 林檎 (種類 : ふじ)
2. HS番号 : HS0808.10
3. 収穫地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和

以上